

被災農業者向け経営体育成支援事業実施要領

第1 趣旨

平成23年11月からの大雪による農業被害、平成24年4月3日から5日にかけての暴風雨による農業被害及び平成24年5月6日に発生した突風、降ひょうによる農業被害（以下「気象災害による農業被害」という。）により、農産物の生産に必要な施設が倒壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっており、当該施設の再建等の支援が急務となっている。

このため、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書による緊急に実施する事業として、農産物の生産に必要な施設の再建等に対し、緊急支援を行う。

第2 事業の実施等

1 事業の実施方針

被災農業者向け経営体育成支援事業（以下「本事業」という。）は、事業実施主体が、被災農業者経営支援計画（気象災害による農業被害を受けた農産物の生産に必要な施設の再建等のための具体的な取組内容及びその成果目標を定めたものをいう。以下「支援計画」という。）を作成し、4に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

2 事業内容

(1) 融資等活用型補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、気象災害による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産に必要な施設について、気象災害による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

イ 助成対象となる事業内容等

(ア) 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために行う次に掲げるものとする。

a 農産物の生産に必要な施設の復旧又は気象災害による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得

b 農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資機材の購入

c aと一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備

(イ) (ア)の事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、本事業に要する経費について融資機関からの融資（以下「プロジェクト融資」という。）又は地方公共団体単独事業による支援を受けているものとする。

a 個々の事業内容について、平成24年4月1日以降の取組であって、平成24年度内に完了する取組であること。

b 本事業以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと。

(ウ) (イ)のプロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付を行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付を行う資金とする。

a 農業協同組合

b 農業協同組合連合会

c 農林中央金庫

d 株式会社 日本政策金融公庫

e 沖縄振興開発金融公庫

f 銀行

g 信用金庫

h 信用協同組合

i 都道府県

j 市町村

(2) 追加的信用供与補助事業

ア 助成対象者

事業実施主体は、プロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を対象として助成を行うことができる。

- a プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人なしの保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。
 - (a) 認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人7,200万円）
 - (b) 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体6,000万円）
- b 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を保証対象とすること。
- c プロジェクト融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付すること。
- d 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ 助成金の使途等

- a 基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該事業実施主体の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第9条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。
- b 基金協会は、aの助成金を、本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業（地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7724号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる事業をいう。以下同じ。）、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業（地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業実施要綱（平成21年1月27日付け20経営第5783号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業（経営体育成交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21経営第6890号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（1）のウ及び（2）のイに掲げる事業をいう。以下同じ。）及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業（要綱第3の2の（1）のウに掲げる事業をいう。以下同じ。）については、この限りでない。
- c 基金協会は、aの助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業及び経営体育成支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。
 - (a) 保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済
 - (b) 保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補填
- d 基金協会は、cにおいて、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理するaの助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成24年度とする。

4 事業の成果目標

本事業の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

5 目標年度

本事業の目標年度は、平成24年度とする。

6 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、以下の要件を全て満たす地域農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知。以下「戸別推進要綱」という。）第2の2の（2）の協議会をいう）若しくは地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知。以下「設置要領」という。）第1の3の（2）のウの規定に基づき都道府県知事の承認を受けた協議会をいう。）又は市町村（以下「地域協議会等」という。）とする。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 原則として会員に市町村、農業協同組合及び農業委員会が含まれていること。
- (3) 規約等の定めがあること。
- (4) 規約等に定めるところにより1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) (2)に掲げる組織の担当部局のうち1つ以上が地域協議会の事務局の一部を構成していること又は(2)に掲げる組織の役員、管理職等責任のある立場の者のうち1人以上が地域協議会の事務処理及び会計処理において責任のある立場にあること。
- (6) 監事を置いていること。

7 実施手続

(1) 支援計画の作成

本事業の事業実施主体は、次の事項を定める支援計画（別紙様式1号）を作成するものとする。

- ア 被災の状況と復興方針
- イ 成果目標
- ウ 実施計画
- エ その他必要な事項

(2) 支援計画の承認

事業実施主体は、支援計画を地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

また、支援計画の提出は、被災農業者経営支援計画承認申請書（別紙様式第2号）により行うものとする。

(3) 支援計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。また、その手続は（1）から（2）までに準じて行うものとする。

- ア 事業の中止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費又は事業量の3割を超える変更

(4) 地方農政局長は、支援計画の承認を行う場合は、8に定められた承認要件を満たす場合に限り承認を行うものとする。

8 支援計画の承認要件

地方農政局長は、事業実施主体から提出された支援計画について、次に掲げる全ての項目を満たす場合に限り、承認を行うものとする。

- (1) 取組の内容が本事業の趣旨に沿っていること。
- (2) 助成対象者が今後も営農を継続する見込みがあること。
- (3) 取組の内容が、2の（1）のイの（イ）に該当するものであること。
- (4) 被災前の施設が国庫補助事業により整備された施設である場合は、必要な調整が図られているものであること。

第3 事業の評価

支援計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で

評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、目標年度における支援計画に定められた成果目標等の達成状況について、自ら評価し、被災農業者経営支援事業目標達成状況報告書（別紙様式第3号）により、地方農政局長に目標年度の翌年度の7月末までに報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、1による報告を受けた結果、支援計画に掲げられた成果目標が未達成の場合には、事業実施主体に対して改善計画を提出させる等適切な指導を行うものとする。
なお、当該成果目標が達成されるまでの間、評価及び改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長は、当該指導を行った結果、成果目標の達成の見込みがないものと判断したときは、事業実施主体に対し、支援計画等を変更させ、又は事業を中止させる等適切な措置を講じるものとする。

第4 事業の推進体制等

- 1 事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、市町村、農業団体等相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるとともに、融資機関及び基金協会との連携により、本事業の円滑な実施を図るものとする。
- 2 国は、地域の実情に即し、かつ、農業者等の自主性及び創意工夫を活かした本事業の効果的かつ適正な実施が図られるよう、農林水産省本省、地方農政局、地域センター（北海道農政事務所を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局が相互に連絡調整を緊密にすること等により、関係部局が一体となって、本事業の実施についての指導・助言に当たるものとする。また、国、都道府県、市町村及び事業実施主体の相互の緊密な連携・協力・情報提供等により、本事業の円滑な推進を図るものとする。

なお、地方農政局長が行う事務のうち、次に掲げる事務については、地方農政局の地域センター長（北海道農政事務所長及び北海道農政事務所の地域センター長を含む。）と連携・協力して行うものとする。

- (1) 事業の普及・推進
- (2) 事業の実施に係る情報収集
- (3) 地方農政局長と事業実施主体との連絡・調整

第5 地方公共団体との連携

本事業は、気象災害による農業被害に対して、緊急的に支援を行うものであることから、事業実施主体は、地方公共団体と連携・協力するものとする。

第6 国の助成措置等

- 1 国は、予算の範囲内において以下に定めるところにより、補助の額を算定し、事業実施主体が助成対象者に対して助成する経費等について補助するものとする。

(1) 融資等活用型補助事業

ア 事業実施主体ごとの補助率は10分の3以内とし、支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額を補助するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の（ア）又は（イ）のいずれか低い額を限度とする。

（ア）助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設ごとに助成の対象となる事業に要する経費に10分の3を乗じて得た額

（イ）助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設ごとに助成の対象となる事業に要する経費から地方公共団体単独事業の補助金額及び融資額を控除した額

ウ 助成の対象となる復旧、取得又は修繕に係る施設が園芸施設共済に加入している場合には、イで算定する助成金の額と園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の支払共済金に2分の1を乗じて得た額の合計額が助成の対象となる事業に要する経費の2分の1を超えないものとする。

(2) 追加的信用供与補助事業

事業実施主体への補助率は定額とし、支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のう

ち保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の2を乗じて得た額に相当する額を補助するものとする。

(3) 推進事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する事業実施主体の経費の2分の1以内を補助するものとする。

ア 推進事務費の補助対象範囲は、別表に定めるとおりとする。

イ 支援計画の承認時における当該支援計画に位置付けられた事業内容毎の助成金の額を合計した額に0.4%を乗じて得た額を限度とするものとする。

第7 追加的信用供与補助事業の精算等

- 1 基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了（基金協会の対象区域のすべての保証付きプロジェクト融資に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点をいう。）した場合、交付した助成金について、次の算式により算定された額を地方農政局長に返還するものとする。

$$(A) = (B) - (C)$$

(A) は、基金協会が地方農政局長に返還する額

(B) は、基金協会が事業実施主体から交付を受けた助成金の合計額

(C) は、基金協会が第2の2の(2)のイのcの(b)の経費に充てた額

- 2 基金協会は、事業実施主体から交付を受けた助成金を第2の4の(2)のイのcの(b)の経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

$$(A) = (B) \times (C) / (D)$$

(A) は、信用基金に納付する額

(B) は、償却補填経費に充てる補助金の額

(C) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

(D) は、(B)の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額（ただし、基金協会が保険金の支払いの請求をするときまでにその被保証者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額とする。）

- 3 基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

第8 フォローアップ

事業実施主体は、支援計画に位置付けられた助成対象者の経営状況の把握に努め、関係機関及び融資機関並びに基金協会等との連携により、助成対象者の気象災害による農業被害からの復旧等に向けた取組に対するフォローアップに努めるものとする。

第9 留意事項等

- 1 本事業の実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、経営体育成支援事業の円滑な実施のためのガイドライン（平成23年4月1付け22経営第7298号経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）を準用するものとする。この場合において、ガイドライン第1の5中「提出させるものとする。」とあるのは、「提出させるものとする。ただし、支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。」と、ガイドライン第1の6中「指導するものとする。」とあるのは、「指導するものとする。ただし、支援計画の承認前に着工したものにあっては、この限りでない。」と、ガイドライン第4の3の(3)中「証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）」とあるのは、「証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書、園芸施設共済共済金支払通知書等）」と読み替えるものとする。
- 2 本事業の実施に当たって、事業実施主体は、助成対象者が虚偽の申請したことが判明した場合には、地方農政局長にその旨を報告するとともに、当該助成対象者に対し補助金の全額を返還させるなど適切な措置を講じるものとする。

なお、その際に事業実施主体は、地方農政局長と必要な調整を行うものとし、指導・助言を受けるものとする。

附則

この通知は、平成24年5月14日より施行し、平成24年4月1日以降助成対象者が自らの経営のために行う第2の2の(1)のイの(ア)のaからcまでに掲げる取組から適用する。

この通知は、平成24年5月22日より施行する。

(別表)

推進事務費の補助対象範囲

使 途 区 分	内 容
ア 旅費	普通旅費、日額旅費、委員等旅費
イ 賃金	日々雇用者の賃金
ウ 共済費	賃金が支弁される者に対する社会保険料
エ 報償費	謝金
オ 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等）、印刷製本費、修繕費
カ 役務費	通信運搬費、手数料
キ 使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
ク 委託料	

平成24年度被災農業者経営支援計画書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 被災の状況と復興方針

--

II 成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (計画)
被災農業者の農業経営の維持			

III 実施計画

(単位:円)

区 分	総事業費 G=H+I+J+K	負担区分				備 考
		国庫補助金 H	地方公共団体 補助金 I	対象経営体負担経費		
				融資 J	自己負担 K	
1. 事業費	0	0	0	0	0	
(1) 融資等活用型補助事業	0					経営体数: 経営体
(2) 追加的信用供与補助事業	0					保証希望融資額: 円
2. 推進事務費	0					適否(推進費の国庫補助金の0.4%以内) 適
計	0	0	0	0	0	

[推進事務費の具体的内容]

具体的な用途

IV 事業完了(予定)年月日 平成 年 月 日

V 収支予算(精算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円 0	円	円 0	円 0	
その他	0		0	0	
計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1. 事業費	円 0	円 0	円 0	円 0	
(1) 融資等活用型補助事業	0		0	0	
(2) 追加的信用供与補助事業	0		0	0	
2. 推進事務費	0		0	0	
計	0	0	0	0	

VI 事業実施主体の概要

代表者名		所在地	
構成団体名		事務局を担当する組織の名称	
担当者名等	(役職) (氏名)	電話・FAX	

[添付資料]

1. (別添1-1) 融資等活用型補助事業対象経営体調書
2. (別添1-2) 事業実施主体要件適合確認書(地域協議会が事業実施主体の場合に限る)
3. 計画位置図
 計画位置図は、既存の市町村地形図等を用い、次の要領で作成するものとする。
 (1) 市町村を黒色の実線で囲む。(地図が市町村限定の場合は除く。)
 (2) 施行位置は、対象経営体ごとに色分けして図示し、実線を引いて余白面に当該事業の対象経営体名、事業内容を表示する。
4. 対象経営体が法人、特定農業団体、集落営農組織、その他任意団体の場合は、当該団体の定款、規約、構成員の状況及びその他経営状況が分かる資料
5. 事業実施主体が定める本補助金の交付に関する規定又は要綱等
6. その他地方農政局長が必要と認める資料

(別添1-1)

融資等活用型補助事業対象経営体調査

助成対象者名	住 所	代表者名 (法人等の場合に記載)

I 被災の証明

1 対象となる被害

<input type="checkbox"/>	平成23年11月からの大雪による農業被害
<input type="checkbox"/>	平成24年4月3日から5日にかけての暴風雨による農業被害
<input type="checkbox"/>	平成24年5月6日に発生した突風、降ひょう等による農業被害

(注)該当するものにチェックをいれる。

(1) 市町村

Ⅲに掲げる施設は、上記の被害を受けていることを証明します。
また、Ⅲの地方単独事業(補助金分)活用状況のうち市町村単独事業についても間違いありません。

証明日:平成 年 月 日

発行団体名 ●●県 ●●市

役職・代表者名 印

(2) 都道府県

Ⅲの地方単独事業(補助金分)活用状況のうち都道府県単独事業について間違いありません。

証明日:平成 年 月 日

発行団体名 ●●県

役職・代表者名 印

(注)上記1の(1)及び(2)については、各市町村、都道府県において、助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能

II 園芸施設共済

Ⅲに掲げる施設に係る園芸施設共済加入の有無

<input type="checkbox"/>	園芸施設共済に加入している施設がある
<input type="checkbox"/>	全く園芸施設共済に加入している施設がない

(注)園芸施設共済への加入状況について、該当する項目の□にチェックを入れること。

III 事業内容等

No	事業内容 (施設名、規模等)	着工(契約) (予定)年月日	竣工(予定) 年月日	共済金支払通 知書の関連する 棟番号	施工住所
1					
2					
3					

No	事業費(円) A	資金調達計画(円)					助成率 (%) G=B/A	園芸施設共済のうち 特定園芸施設及び 附帯施設の共済金 支払額の合計額 H	担保措置の有無
		助成金 B	融資 C	地方単独事業(補助金分)活用状況 計 D=E+F		自己資金			
				都道府県単 独事業 E	市町村単 独事業 F				
1		0		0		0	補助対象外		<input type="checkbox"/>
2		0		0		0	補助対象外		<input type="checkbox"/>
3		0		0		0	補助対象外		<input type="checkbox"/>
計	0	0	0	0	0	0		0	

No	被災施設の建設時における国庫補助事業の活用状況			原形復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助 利用かつ再建の場合記入)		備考
	国庫補助事業	国庫補助事業名	実施年度			
1	<input type="checkbox"/> 該当する		年度	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
2	<input type="checkbox"/> 該当する		年度	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	
3	<input type="checkbox"/> 該当する		年度	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない	

(注)「担保措置の有無」の欄は、融資のための担保に供する場合、にチェックを入れること。

助成金の額は、事業費の10分の3に相当する額、事業費から地方単独事業による補助金の額と融資額を控除した額のいずれか低い額を限度とします。

なお、園芸施設共済に加入している施設については、助成金の額と共済金支払額の2分の1に相当する額の合計額は、事業費の2分の1が上限です。

共済金支払通知書の棟番号欄は、農業共済組合又は共済事業を実施する市町村から発行される共済金支払通知書の関連する棟番号を記載すること。

IV 農業経営の状況

項目		
農業経営の維持	<input type="checkbox"/>	引き続き農業経営を継続する場合にチェックを入れてください。

V 追加的信用供与補助事業の活用計画

項目	資金調達のうち融資の概要	
	融資①	融資②
金融機関名		
融資名		
融資金額(円)		
償還年数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会による機関保証の利用(※)	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない	<input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望する <input type="checkbox"/> 追加的信用供与補助事業の活用を希望しない

(注)いずれかのにチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

(別添1-2)

事業実施主体要件適合確認書

構成団体		
代表者名	氏名	
	構成組織及び役職	
事業執行責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
事務処理責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
会計処理責任者	氏名	
	構成組織及び役職	
監事	氏名	
	構成組織及び役職	

[添付資料]

1. 協議会規約等
2. その他地方農政局等が必要と認める資料

〔記入要領〕

1 被災農業者経営支援計画書

(1) 市町村名の欄には上段にフリガナを付ける。

(2) のⅠ被災の状況と復興方針の欄については、今般の被災の状況と本事業による復興の方向性、方針等について簡潔に記入する。

(3) Ⅱの成果目標の欄は、経営体調書の提出により、営農を継続することが確認された経営体数を記入する。

2 経営体調書

(1) 様式中の「□」は、該当する事項に「■」又は「レ」を記載する。

(2) Ⅱの事業内容等の欄は、施設等毎に記入する。

3 その他(共通事項)

記載欄が不足する場合は、必要に応じて適宜挿入すること。

支援計画書の「実施計画」及び経営体調書の「事業内容等」の備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、「合計」の欄の「備考」の欄に合計(「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」)を記入すること。

(別紙様式第2号)

平成24年度被災農業者経営支援計画承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇〇〇協議会
会長 〇 〇 〇 〇 印
〔又は
〇〇市(町村)長 印〕

被災農業者向け経営体育成支援事業実施要領(平成24年〇月〇日付け〇経営第〇号農林水産省経営局長通知)第〇の〇の(〇)の規定に基づき承認を受けたいので、下記市町村に係る被災農業者経営支援計画書を添えて申請(提出)します。

記

市町村名

(注) 関係書類として、被災農業者経営支援計画書を添付すること。

(別紙様式第3号)

被災農業者向け経営体育成支援事業目標達成状況報告書

都道府県名	市町村名	事業実施年度	事業実施主体

経営体の確保に関する成果目標

成果目標項目	被災前の経営体数	被災後の経営体数 (計画時)	復旧後の経営体数 (実績)
被災農業者の農業経営の確保			

〔記入要領〕

- 「被災前の経営体数」及び「被災後の経営体数(計画時)」欄は、平成24年度被災農業者経営支援計画書(別紙様式第1号)の「被災前の経営体数」及び「被災後の経営体数(計画時)」欄の内容を記入する。
- 「復旧後の経営体数(実績)」欄は、平成24年度末に営農を継続している経営体数を記入する。